(エ) 指向方向の欄は、指向性空中線を使用する特定無線局（特定陸上移動中継局を除く。）に限り、真北を基準とする時計回りの角度により表示したその指向方向を記載すること。

(オ) 水平面の主輻射の角度の幅の欄は、指向性空中線を使用する特定無線局（特定陸上移動中継局を除く。）に限り記載すること。

(カ) 空中線の位置の欄は、緯度及び経度を、それぞれ度、分及び秒をもつて、「35.25.47」のように記載すること。ただし、特定陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

ク　給電線等の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。

ケ　発射する周波数等の欄は、発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「—」を記載し、発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の記載は要しない。

コ　その他の工事設計の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第３章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

サ　発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄は、次によること。

(ア) 周波数番号の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。

(イ) 電波の型式の欄は、使用する空中線から発射する電波の型式を記載すること。

(ウ) 周波数の欄は、使用する空中線から発射する周波数を記載すること。

(エ) 空中線電力の欄は、使用する空中線から発射する周波数の空中線電力を記載すること。

(オ) 補足事項の欄は、周波数等の条件がある場合はそれを記載すること。

(7)　⑦の欄は、次によること。

ア　法第27条の６第３項後段の規定による変更の届出の場合は、変更した理由を記載すること。

イ　その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

5　包括免許に係る特定無線局の開設等届出書の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。

6　届出書の用紙は、日本工業規格Ａ列４番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第三号の六　包括免許（施行規則第15条の２第２項第２号に掲げる無線局に係るものに限る。以下この別表において同じ。）に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様式（第24条の２第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）　［新設］